4

耐震化を促進するための施策

建築物所有者に対する意識啓発、知識の普及、情報提供等を行い、民間建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

- 耐震診断及び耐震改修に関する助成制度
- ・ 耐震化による税の優遇措置
- 耐震診断及び耐震改修における融資制度等



(2) 重点的に耐震化を促進すべき区域の設定

- 駅周辺及び緊急輸送道路沿道の区域
- 住宅等の密集した区域
- 沿岸一帯の区域



(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- 緊急輸送道路(国道 128 号、勝浦布施大原線·夷隅御宿線、町道 0105 号線)
- 避難方向の確保



(4) 優先的に耐震化を促進すべき建築物

- 特定既存耐震不適格建築物
- (耐震改修促進法第 14 条に係る建築物のうち、耐震基準を満たしていない建築物) ↓
- 緊急輸送道路沿道の建築物



(5) 地震時の建築物の安全対策

- ブロック塀の倒壊対策 (避難路の指定、沿道ブロック塀の除去や改修の支援の検討)
- ・ エレベーターの閉じ込め対策
- 各種落下物対策



(6) 啓発及び知識の普及に関する事項

- ・ 地震ハザードマップの作成・公表
- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- ・ パンフレットの配布等 ・ 家具の転倒防止策の推進
- 行政区等との連携



■その他の必要事項

①関係団体との連携

するための施

- 県、町及び建築関係団体との情報交換
- ②計画の進行管理
- 計画の進捗状況の定期的・継続的な検証
- ③町有建築物の耐震化の情報開示

<発行・問い合わせ先>

令和4年3月 御宿町建設環境課(令和4年4月以降 御宿町建設水道課) 〒299-5192 御宿町須賀 1522

TEL: 0470-68-2511(代)68-6694(直)FAX: 0470-68-7183

御宿町ホームページ: http://www.town.onjuku.chiba.jp/



御宿町耐震改修促進計画

平成22年3月策定(令和4年3月第2次改定) <概要版>

御宿町では、建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として、平成 22 年に「御宿町耐震改修促進計画」を策定しましたが、建築物の耐震化率の目標設定や必要な施策等の見直しを行い、令和7年度(2025年度)までの計画として第2次改定を行いました。



計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6千人もの尊い命が奪われました。また、地震による死者の約9割が住宅・建築物等の倒壊によるものでした。

近年では、東日本大震災(平成 23年3月)、熊本地震(平成28 年4月)などの地震による大規模災 害が頻発しています。



我が町においても、<mark>甚大な被害をもたらす大地震</mark>がいつ起こってもおかしくない状況にあります。

地震による被害を最小限に止めるためには、建築物の所有者が耐震性を把握し、 耐震化を進めることが重要です。

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 30 年 12 月) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の一部改正(平成 25 年 11 月施行) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」の一部改正(平成 31 年 1 月施行)

「千葉県耐震改修促進計画」(令和3年3月改定)

令和7年までに住宅の耐震化率 を <mark>95%</mark>にすることが目標とし て定められました。

御倉町耐震改修促進計画の第2次改定

2 計画の概要

耐震改修促進法に基づき、本町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の 生命及び財産を保護することを目的としています。

国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び県が定める「千葉県耐震改修促進計画」との整合を図るとともに、「御宿町総合計画」、「御宿町地域防災計画」、及び「御宿町都市マスタープラン」を踏まえています。

本計画の期間は、千葉県計画との整合性を図るため、令和7年度(2025年度)までとしています。

本計画の対象区域は、御宿町全域。また、対象とする建築物は、以下に示すもののうち、 旧耐震基準(昭和 56 年以前)で建築された建築物としています。

種類	内容			
(1)住宅	戸建住宅、集合住宅(アパート、マンション)			
	①ホテル、旅館、物販店、事務所、賃貸共同住宅など 多数の者が利用する一定規模以上の建築物(法第 14 条第 1 号)			
(2)耐震改修促進 法第 14 条に係る	②ガソリンスタンドなど 一定数量以上の危険物を扱う建築物(法第 14 条第 2 号)			
建築物(民間)	③県又は町の耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 倒壊した場合において前面道路の過半を閉鎖する恐れのある建築物 (高さが概ね6mを超えるもの)(法第14条第3号)			
(3)町有建築物	体育館、学校、役場庁舎など、町が所有する建築物			

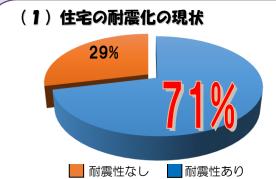
千葉県が実施した「地震被害想定調査」では、近い将来大きな影響があると考えられる4つの地震を想定しており、最も大きい被害の場合には、全壊建物棟数が205棟、半壊建物棟数が825棟と想定されています。

想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
①東京湾北部地震	7.3	27.8km	プレート境界
②千葉県東方沖地震	6.8	43.0km	プレート内部
③三浦半島断層群による地震	6.9	14.4km	活断層
④千葉県北西部直下型地震	7.3	50.0km	プレート内部

出典:御宿町地域防災計画(平成30年度改定)

3 耐震化の現状と目標

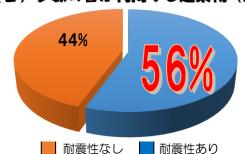
※令和3年8月現在



住宅総数 6,442 戸のうち、耐震性を有していると推定される建築物は 4,586 戸あり、耐震化率は 71%となります。

なお、戸建住宅の耐震化率は64%、集合住宅の耐震化率は97%です。

(2) 多数の者が利用する建築物(法第14条第1号該当(民間))の耐震化の現状



多数の者が利用する建築物(法第 14 条第 1号に係る建築物(民間)は 9 棟のうち、耐震性を有していると推定される建築物は 5 棟であり、耐震化率は 56%となります。

(3) 町有建築物の耐震化の現状



町有建築物総数 77 棟のうち、耐震性を有している建築物の総数は 65 棟あり、耐震化率は84%となります。

なお、多数の者が利用する町有建築物(法 14 条第 1 号該当)は 10 棟で耐震化率は 100%です。

町有の住宅の耐震化率も 100%です。

住宅、多数の者が利用する建築物(法第14条第1号該当: 民間・町有)に係る建築物の耐震化率を、令和7年度(2025年度)までに



※町保有の町有建築物データ、及び 固定資産税家屋課税台帳データを 基に集計を行っています。

とすることを目標とします。

耐悪化率とは?

建築物の総数のうち、耐震性を有している建築物の占める割合のことをいいます。耐震性を有している建築物とは、①建築基準法が改正された昭和56年6月以降に建築されたもの、及び②耐震改修済みの建築物のことを指します。

